

NPO 法人建築家教育推進機構が提供する助成金について

2020.06.16

NPO 法人建築家教育推進機構は JIA と日建学院が共同で設立した NPO 法人です。JIA 会員及び会員主宰事務所の所員の方が、「NPO 建築家教育推進機構／日建学院」が主催する一級建築士定期講習を受けた受講料の一部を原資として、下記成果物提出の主催者に記載の助成金額の提供を行います。

- A.セミナー・講演会・見学会・イベントの記録 DVD :6 万円
- B.セミナー・講演会・見学会・イベントの概要報告書 :2 万円
- C.出版物:5 万円

助成金対象の条件

1. 事前に助成金申請をしていただき、NPO 法人建築家教育推進機構が承認した上記プログラムであること。(上記 C.以外)
2. 上記 A.については CPD 認定プログラムであること。上記 B.については CPD 認定を原則とします。
3. 上記 A.については講演者より Web Site にて公開することの了承が得られていること。また、講演会・シンポジウム・見学会・イベントの内容を録画した DVD を NPO 法人建築家教育推進機構に提供していただけること。提供いただいた動画を YouTube(JIA ホームページ等)にて公開させていただきます会員の CPD 取得にも活用できること。
4. 上記 B.についてはセミナー・講演会・見学会・イベントの概要を A4 サイズ 1 枚程度にまとめた報告書。(日時、参加人数、タイムスケジュール、学習内容、参加者の感想を記載)
5. 上記 C.については個人ではなく委員会・部会・地域会等の組織により編集された出版物で、それら成果品を NPO 建築家教育推進機構が承認した出版物であること。
6. なお、一つの活動グループ(委員会、部会など)での年間申請受付件数は 2 件までとします。
7. 助成金の振込先が JIA の支部、地域会、部会などの口座であること。

助成金申請と受領までの流れ

Step-1 プログラムの主催者

「建築家教育推進助成金 申請書」(添付)に必要事項を記入しメールに添付し NPO 建築家推進機構(kkskikou@gmail.com)に送信します。

Step-2 NPO 建築家教育推進機構

内容を審査し結果を主催者にメールにて返信します。

◆結果は1週間以内にご連絡しますが、それを超える場合にはこちらから連絡致します。

Step-3 プログラムの主催者

講演会・シンポジウムの録画(DVD 等)や報告書、出版物等の成果品を、公益社団法人日本建築家協会(〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-3-18JIA 館)気付、にて NPO 法人建築家教育推進機構事務局宛にお送りください。

DVD を含む成果品の公開につきまして講演者・出版物に関わる著作者等から著作権利用許諾を得ると同時に主催者若しくは所属組織内で責任をもって保管いただき、その写しを成果品とともに提出ください。

★「著作権利用許諾書」の参考書式を次ページに添付します。

Step-4 NPO 法人建築家教育推進機構

提出が確認され、内容の承認が得られた後、指定された金融機関へ助成金(2万、5万、または6万円)を振込みます。

★講演会・シンポジウムの録画は You Tube にて、報告書・出版物については JIA 図書として公開します。成果品が本助成趣旨に合致しない場合には支払いができない場合がありますが、その場合はご連絡いたします。

★助成金を受けたセミナー・講演会の動画は下記アドレスの YouTube にてご覧いただけます。

<https://www.youtube.com/user/jiapr/>

助成金に関してのご質問はメール(kkskikou@gmail.com)にて担当者までお問い合わせください。

講演等に関する著作権利用許諾書 (参考)

講演	タ イ ト ル	
	開 催 年 月 日	年 月 日
	場 所	
	講 演 者	

上記講演者（以下「甲」という。）と主催者〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記講演（以下「本講演」という。^{※1}）に関する甲の著作権（以下「本著作権」という。）について、以下のとおり許諾する。

第1条（利用の許諾^{※2}）

- 1 甲は、乙または乙が指定する者^{※3}が次に掲げる方法で本講演を利用することを無償で許諾する。
 - (1) 講演中の甲の写真撮影
 - (2) 講演の録音および録画
- 2 甲は、乙または乙が指定する者がリアルタイムで次に掲げる方法で講演を利用することを無償で許諾する。
 - (1) 講演を中継すること
 - (2) 講演をインターネット（J I Aホームページ等）により配信すること
- 3 甲は、乙または乙が指定する者が次に掲げる方法で講演を利用することを無償で許諾する。
 - (1) 講演の録画物を編集・加工すること
 - (2) 講演録、録画物等をインターネット（J I Aホームページ等）に掲載し、配信すること
 - (3) 講演録および講演要旨を作成すること

第2条（保証^{※4}）

甲は、講演の内容が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。

第3条（その他）

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議のうえ、利用の可否につき決するものとする。

年 月 日

(甲) : 住 所
氏 名

(乙) : 住 所
氏 名

- ※1 著作権法上、本講演自体が著作物となります。
- ※2 著作権の譲渡ではないため、甲は別の機会に類似の講演を行えます。また、乙は利用許諾を受けた第1条記載の事項に限って本講演を利用することが出来ます。
- ※3 本講演の主催者を予定しております。
- ※4 第三者が著作権等を有する著作物等（例えば、第三者が撮影した建物の写真など）を使用される場合、本講演での利用にあたっては、原則として当該第三者の了解が必要になりますのでご注意ください。